

地域社会や環境との共生に関する取組

第4章

防衛省・自衛隊の様々な活動は、国民一人一人、そして、地方公共団体などの理解と協力があってはじめて可

能となるものであり、地域社会・国民と自衛隊相互の信頼をより一層深めていく必要がある。

第1節 地域社会との調和にかかる施策

国家防衛戦略は、自衛隊と在日米軍が、平素からシームレスかつ効果的に活動できるよう、自衛隊施設や米軍施設周辺の地方公共団体や地元住民の理解と協力をこれまで以上に獲得していくこととしている。

このため、日頃から防衛省・自衛隊の政策や活動、在日米軍の役割に関する積極的な広報を行い、地元に対する説明責任を果たしながら、地域の要望や情勢に応じた調整を実施することとしている。同時に、騒音などへの対策を含む防衛施設周辺対策事業についても、わが国の

防衛への協力促進という観点も踏まえ、引き続き推進することとしている。

また、地方によっては、自衛隊の部隊の存在が地域コミュニティの維持・活性化に大きく貢献し、あるいは、自衛隊による急患輸送が地域医療を支えている場合などが存在することを踏まえ、部隊の改編や駐屯地・基地などの配置・運営にあたっては、地方公共団体や地元住民の理解を得られるよう、地域の特性に配慮することとしている。

1 民生支援活動

防衛省・自衛隊は、地方公共団体や関係機関などからの依頼に基づき、様々な分野で民生支援活動を行っている。これらの活動は、自衛隊への信頼をより一層深めるとともに、隊員に誇りと自信を与えている。

陸自は、全国各地で発見される不発弾などの処理にあたっており、2023年度の処理実績は1,852件（約34.9トン）で、沖縄県での処理件数が全体の約24%を占めている。海自は、機雷などの除去・処理を行っており、2023年度の処理実績は、197個（約4.1トン）であった。

また、駐屯地や基地を部隊活動に支障のない範囲で開放するなど、地域住民との交流に努めるほか、各種の運動競技会において輸送などの支援を行っている。加えて、一部の自衛隊病院¹や防衛医科大学校における一般診療、



石垣駐屯地創設1周年記念行事における「ドーラン」体験の様子
(2024年3月)



資料：防衛省における地域社会との協力について

URL：<https://www.mod.go.jp/j/approach/chouwa/sesaku/index.html>

¹ 一般診療を行っている自衛隊病院は、2024年3月31日現在、自衛隊中央病院、自衛隊札幌病院、自衛隊仙台病院、自衛隊入間病院、自衛隊横須賀病院、自衛隊富士病院、自衛隊隊神病院、自衛隊福岡病院。

離島の救急患者の緊急輸送などにより、地域医療を支えている。

さらに、国などの方針²を踏まえ、分離・分割発注³の推進や同一資格等級区分内の者による競争の確保⁴、オー

ブンカウンター方式⁵の導入など、効率性にも配慮しつつ、地元中小企業の受注機会の確保も図るなど、地元経済に寄与する各種施策を推進していく。

□□参照 資料73（市民生活の中での活動）

2 地方公共団体などによる自衛隊への協力

(1) 自衛官の募集と再就職支援への協力

厳しい募集、雇用環境のなか、質の高い人材を確保し、比較的若い年齢で退職する自衛官の再就職を支援するためには、地方公共団体や関係機関の協力が不可欠である。

(2) 自衛隊の活動への支援・協力

自衛隊の駐屯地や基地は、地域社会と密接なかかわり

を持っており、自衛隊が教育訓練や災害派遣など各種の活動を行うためには、地元からの様々な支援・協力が不可欠である。さらに、国際平和協力業務などで国外に派遣される部隊は、関係機関から派遣にかかる手続の支援・協力を受けている。

また、各種事態において自衛隊が迅速かつ確実に活動を行うため、地方公共団体、警察・消防機関といった関係機関との連携を一層強化している。

3 地方公共団体と地域住民の理解・協力を確保するための施策

全国8か所に設置された地方防衛局は、部隊や自衛隊地方協力本部などと連携し、それぞれの地方との協力関係の構築に努めている。2023年度は、日米共同訓練をはじめとする各種訓練や、米軍無人機MQ-9の嘉手納飛行場（沖縄県）への展開、自衛隊火薬庫の整備などについて、地元説明を実施した。また、防衛政策全般に対する理解促進のため、地域住民を対象とした防衛問題セミナーの開催や地方公共団体などに対して防衛白書などの説明を実施した。

□□参照 図表IV-4-1-1（地方協力確保事務について）



茨城県小美玉市における防衛問題セミナーの様子（2023年11月）

2 令和6年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針（令和6年4月19日閣議決定）
 3 例えば、一般競争入札に付す際に、商品などを種類ごとにグループ分けし、そのグループごとに落札者を決定する方法。
 4 A～D等級に分類された入札参加資格のうち、中小企業が多くを占めるCまたはD等級のみで競争することとしている。
 5 発注者が見積りの相手方を特定せず、調達内容などを公示し、参加を希望する者から広く見積りを募る方式。

図表Ⅳ-4-1-1

地方協力確保事務について

1 各種事業を円滑に実施するための地元調整にかかる施策

自衛隊の部隊改編など・米軍の訓練などにかかる地元調整

2 自衛隊などがかわる事件・事故への対応にかかる施策

自衛隊などと連携を図り地方公共団体などへの情報提供などの必要な協力

3 各種事態への実効的な対処を行うために実施する施策

大規模災害などにおける自衛隊や地方公共団体への必要な支援・訓練への参加

4 広く防衛政策についての理解を得るために実施する施策

地方公共団体や地域住民を対象とした防衛白書の説明・防衛問題セミナーなどの実施

4 防衛施設と周辺地域との調和を図るための施策**1 防衛施設の特徴と周辺地域との調和関連事業****(1) 周辺対策事業など**

防衛施設は、用途が多岐にわたり、広大な土地を必要とするものが多い。また、日米共同の訓練・演習の多様性・効率性を高めるため、2024年1月1日現在、在日米軍施設・区域（専用施設）の土地面積のうち約29%、76の専用施設のうち30施設を日米地位協定に基づき自衛隊が共同使用している。一方、多くの防衛施設の周辺地域で都市化が進んだ結果、防衛施設の設置・運用が制約されるという問題が生じている。また、航空機の頻繁な離着陸による騒音などが、周辺地域の生活環境に影響を及ぼすという問題もある。

そのうえで、防衛施設は、わが国の防衛力と日米安全保障体制を支える基盤としてわが国の安全保障に欠くことのできないものであり、その機能を十分に発揮させるためには、防衛施設と周辺地域との調和を図り、地域住民の理解と協力を得て、常に安定して使用できる状態に維持することが必要である。

このため、防衛省は、1974年以来、環境整備法⁶などに基づき、自衛隊や米軍の行為あるいは飛行場をはじめ

とする防衛施設の設置・運用により、その周辺地域において生じる航空機騒音などの障害の防止、軽減、緩和などの措置を講じてきた。

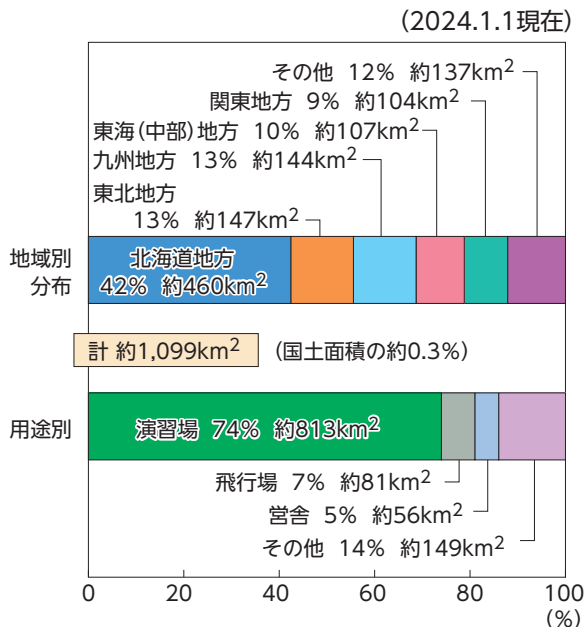
また、防衛施設の設置・運用による障害を緩和するため、民生安定施設の整備に対する補助や、生活環境などに及ぼす影響が特に著しい防衛施設の周辺自治体に対する特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付などを実施している。なお、特定防衛施設周辺整備調整交付金については、施設整備だけでなく、医療費助成などのいわゆるソフト事業にも活用されている。

2023年には、特定防衛施設の運用の態様やそれに伴う周辺地域への影響によりきめ細かく対応するために、特定防衛施設周辺整備調整交付金の算定における評価事項を見直すとともに、訓練の多様化などを踏まえて、特定防衛施設以外の防衛施設などにおける自衛隊や米軍などの訓練を対象とする訓練交付金を創設した。さらに、地元自治体からの要望などを踏まえて、民生安定施設の助成内容を拡充するなど、自衛隊などの運用、そして地域への影響や地元からの要望といった実状を踏まえた制度の改正を行った。

防衛省としては、防衛施設と周辺地域との調和を図るための施策のあり方について、関係地方公共団体からの

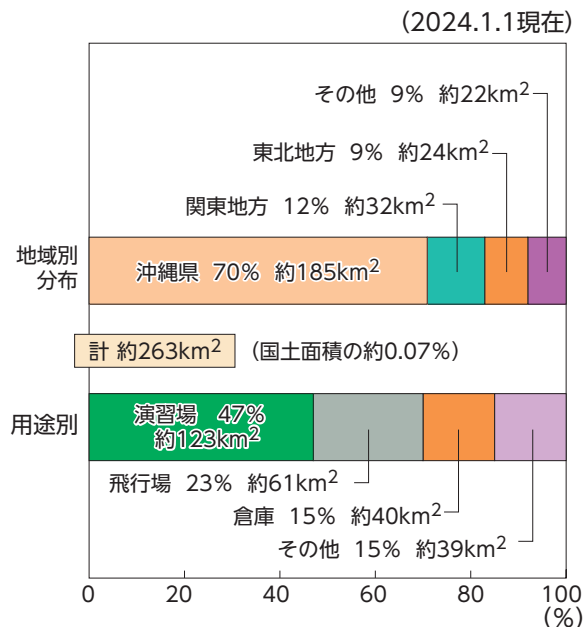
6 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律

図表Ⅳ-4-1-2 自衛隊施設（土地）の状況



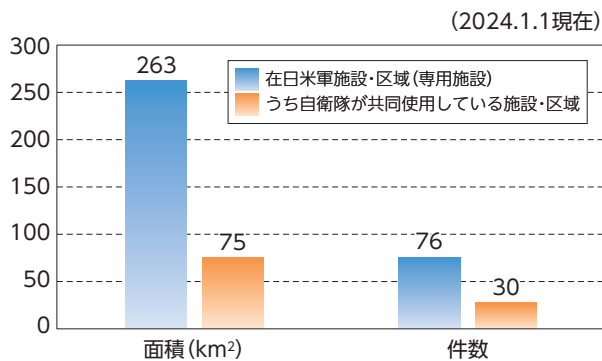
(注) 計数は、四捨五入によっているので計と符合しないことがある。

図表Ⅳ-4-1-3 在日米軍施設・区域（専用施設）の状況



(注) 計数は、四捨五入によっているので計と符合しないことがある。

図表Ⅳ-4-1-4 在日米軍施設・区域（専用施設）の自衛隊との共同使用状況



(注) 面積の計数は四捨五入している。

要望などを踏まえ、厳しい財政事情を勘案し、より実態に即した効果的かつ効率的なものとなるよう引き続き検討している。

図表Ⅳ-4-1-5 2024年度 基地周辺対策費（契約ベース）

(単位：億円)

事項	本土分	沖縄分
障害防止事業	109	6
騒音防止事業	650	148
移転措置	51	5
民生安定助成事業	257	161
道路改修事業	62	17
周辺整備調整交付金	217	38
その他事業	18	4

参照 図表Ⅳ-4-1-2 (自衛隊施設(土地)の状況)、図表Ⅳ-4-1-3 (在日米軍施設・区域(専用施設)の状況)、図表Ⅳ-4-1-4 (在日米軍施設・区域(専用施設)の自衛隊との共同使用状況)、図表Ⅳ-4-1-5 (2024年度基地周辺対策費(契約ベース))、資料74 (在日米軍施設・区域(共同使用施設を含む)別一覧)

(2) 在日米軍再編を促進するための交付金など

再編交付金⁷は、再編を実施する前後の期間において、再編が実施される地元市町村の住民生活の利便性の向上

7 令和6(2024)年度予算では約53億円。



まちづくり支援事業で設置された「境港市民交流センター（みなとテラス）」
（鳥取県境港市）

や産業の振興に寄与する事業⁸の経費にあてるため、防衛大臣が再編関連特定防衛施設と再編関連特定周辺市町村を指定した後、在日米軍の再編に向けた措置の進み具合などに応じて交付される。

2024年4月現在、7防衛施設11市町村が再編交付金の交付対象となっている。そのほか、在日米軍再編を促進するため、予算措置により追加的な施策を実施している。

参照 資料75（防衛施設と周辺地域との調和を図るための主な施策の概要）

(3) その他の措置

① 漁業補償

防衛省は、自衛隊または在日米軍が水面を使用している訓練などのため、法律または契約により制限水域を設定し、これに伴う損失を補償している。

② 基地交付金など

総務省所管の防衛施設に関する交付金の制度である国が提供施設等所在市町村助成交付金（基地交付金）や施設等所在市町村調整交付金（調整交付金）についても、防衛省は、各種情報提供などの協力を行っている。

基地交付金は、米軍や自衛隊が使用する飛行場などの施設が市町村の財政に著しい影響を与えていることから、固定資産税の代替的性格を基本として、その施設が

所在する市町村に対して交付されるものである。

調整交付金は、米軍資産に対する固定資産税が非課税とされていることや、米軍の軍人や軍属にかかる市町村民税などが非課税にされていることから、米軍資産の所在する市町村に対して交付されるものである。

2 在日米軍の駐留に関する理解と協力を得るための取組

わが国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増すなか、在日米軍のプレゼンスとその即応性の維持は、わが国の安全を確保するうえで極めて重要な要素である。在日米軍の安定的な駐留のためには、防衛施設周辺の地方公共団体や地域住民の理解と協力を得ることが不可欠であり、様々な取組を不断に行っていくこととしている。

(1) 在日米軍の部隊運用に関する地方公共団体などとの調整

防衛省では、在日米軍再編や在日米軍の訓練、部隊の展開、新規装備の配備などに際し、関係する地方公共団体や地域住民に対して事前に説明するなど、在日米軍施設の維持や部隊運用に対する地元の理解の促進に努めている。

(2) 在日米軍の運用における安全確保など

在日米軍の運用にあたって、地域住民の安全確保は大前提である。政府としては、首脳や閣僚レベルを含め、米側に対し、わが国の考え方をしっかり伝え、日米両国で協力して、安全な運用の確保を最優先に取り組んでいる。

防衛省においては、米軍機の墜落、部品落下・遺失などが発生した際には、米側に対し、速やかな情報提供、安全管理や再発防止の徹底などを求め、得られた情報は直ちに関係自治体などに説明しているほか、生じた被害が迅速・適切に補償されるよう措置している。

また、日米両国は、米軍機が日本国内の米軍施設・区



資料：補助金・交付金

URL：https://www.mod.go.jp/j/approach/chouwa/sesaku/hojokin_jigyo.html

⁸ 具体的な事業の範囲は、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令第2条において、教育、スポーツおよび文化の振興に関する事業など、14事業が規定されている。

域の外で墜落などした場合に備え、航空機事故に関するガイドライン⁹を定め、迅速・的確に対応することとしている。

また、米軍人などによる飲酒に起因する事件・事故については、防衛省は、米側に対して、累次の機会を通じて、綱紀粛正や隊員教育の徹底を申し入れている。

米側は、夜間飲酒規制措置、19歳以下の米軍人を対象とする夜間外出規制措置などを含む勤務時間外行動の指針（リバティ制度）を示すなどの対策を実施している。今後も日米間で協力して、飲酒事案の再発防止に努めていくこととしている。

(3) 米軍オスプレイの墜落事故

2023年11月、屋久島沖合において、米空軍CV-22（オスプレイ）が墜落し、乗員8名が死亡した。

この事故後のオスプレイの運用再開に際しては、今回の事故原因は特定されており、この原因に対応した各種の安全対策を講じることで、同種の不具合による事故を予防・対処することができる点について、30以上の自治体を直接訪問して説明するなど、丁寧な説明

や適切な情報提供を行い、地元の方々の不安や懸念の払しょくに努めている。そのうえで、事故の状況や原因については、事故調査報告書が公表された際に、関係自治体に対して丁寧に説明していくことを予定している。

□□ 参照 Ⅲ部1章7節1項2(3)（米軍オスプレイの搜索救難への対応）、Ⅲ部2章5節2項7(2)（MV-22（オスプレイ）などの訓練移転）、3章2節2項（安全管理への取組）、資料33（米軍オスプレイのわが国への配備の経緯）

(4) 在日米軍と地域住民の交流の促進

防衛省では、日米の相互理解を深める取組として、地方公共団体と米軍の理解と協力を得ながら、在日米軍施設・区域周辺の住民と米軍関係者がスポーツ、音楽、文化などを通じて交流を行う日米交流事業を開催している。

また、在日米軍においても、基地の開放（フレンドシップデー）、ホームページ・SNSを活用した情報発信など、Social Networking Service 地域の方々との相互理解を深めるための取組を行っている。

5 国家行事への参加

自衛隊は、国家行事において、天皇、国賓などに対し、儀仗、と列、礼砲などの礼式を実施している。諸外国からの国賓や公賓などがわが国を訪問した際の歓迎式

典などにおける儀仗は、国際儀礼上欠くことのできない行為である。

6 南極地域観測に対する支援

自衛隊は、文部科学省が行う南極地域における科学的調査に対し、南極地域観測が再開された1965年から砕氷艦「ふじ」を、1983年以降は砕氷艦「しらせ」を、2009年以降は砕氷艦「しらせ」（2代目）をもって人員・物資の輸送、その他の協力を行っている。

2023年11月から2024年4月の第65次南極地域観測協力においては、のべ75名の人員輸送、約1,160tの物資輸送、艦上観測支援、野外観測支援、基地設営支援を実施した。

□□ 参照 資料76（南極地域観測協力実績）

7 部外土木工事の受託

自衛隊は、自衛隊の訓練の目的に適合する場合に、国や地方公共団体が行う土木工事などの施工を受託している。陸自は、創隊以来8,272件の部外土木工事を受託し

ている。

こうした活動により地域の災害対策に貢献するとともに、地域との連携を強化している。

⁹ 日本国内における合衆国軍隊の使用する施設・区域外での合衆国軍用航空機事故に関するガイドライン

□ 参照 資料77 (部外土木工事の実績)

8 その他の取組

1 自衛隊機・米軍機に対するレーザー照射や凧揚げによる妨害事案への対応

飛行中の自衛隊機・米軍機に対するレーザー照射や凧揚げによる妨害事案が発生している。これらは、パイロットの操縦への障害につながり、墜落などの大惨事をもたらしかねない大変危険で悪質な行為である。そのため関係する地方公共団体の協力を得て、ポスターの掲示などにより、地域住民にこのような行為の危険性などについて周知するとともに、警察への通報について協力を依頼している。また、2016年12月に航空法施行規則が改正され、このような行為が規制対象とされるとともに、罰金などが科せられることとなった。

2 防衛施設の上空とその周辺における小型無人機などの飛行への対応

近年、民生用を含むドローンを用いたテロ事案やテロ未遂事案が各国で発生しており、それらの中には軍事施設を対象としたものも含まれている。わが国においても自衛隊の施設や在日米軍の施設・区域に対するドローンを用いたテロ攻撃が発生する可能性があるが、これらの施設に対する危険が生じれば、わが国を防衛するための基盤としての機能に重大な支障をきたしかねない。このため、2019年6月13日、改正小型無人機等飛行禁止法

が施行され、防衛大臣が指定する自衛隊の施設や在日米軍の施設・区域の上空とその周辺における小型無人機などの飛行が禁止されることとなった。2024年5月末現在、主要部隊司令部などが所在する304の自衛隊の施設と63の在日米軍施設・区域が対象施設に指定されている。

3 重要土地等調査法¹⁰に関する対応

防衛省は、2013年12月に策定された前国家安全保障戦略において、安全保障の観点から防衛施設周辺における土地利用などのあり方について検討することとされたことを踏まえ、2013年度から防衛施設に隣接する土地所有の状況について、計画的に把握するための調査を行っている。

また、内閣府は、2022年9月に全面施行された重要土地等調査法に基づき、内閣府が安全保障上重要な施設（重要施設¹¹）の周辺や国境離島などを注視区域¹²や特別注視区域¹³として指定し、区域内の土地や建物の利用状況などの調査を行っている。この区域内の土地などが、重要施設や国境離島などの機能を阻害する行為（機能阻害行為）の用に供され、または供される明らかなおそれがあると認めるときは、土地などの利用者に対し、機能阻害行為の中止などの勧告・命令を行うこととされている。これまで、同法に基づく区域指定は4回行われており、防衛関係施設としては、2022年12月の初回の公示



資料：小型無人機等飛行禁止法について

① 自衛隊の対象防衛関係施設の一覧

URL : <https://www.mod.go.jp/j/presiding/law/drone/list.html>

② 在日米軍の対象防衛関係施設の一覧

URL : https://www.mod.go.jp/j/presiding/law/drone/list_zaiweigun.html



- 10 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律
 11 防衛関係施設（自衛隊施設、在日米軍施設）、海上保安庁の施設、生活関連施設。
 12 重要施設の周囲おおむね1,000メートルの区域内、国境離島などの区域内の区域で、その区域内にある土地、建物が機能阻害行為の用に供されることを特に防止する必要があるもの。
 13 注視区域のうち、重要施設や国境離島などの機能が特に重要、またはその機能を阻害することが容易なものであって、ほかの重要施設や国境離島などによるその機能の代替が困難であるもの。

では13か所、2023年7月の2回目の公示では48か所、同年12月の3回目の公示では176か所、2024年4月の4回目の公示では157か所の区域が指定されている。

同法は、国防上の基盤である防衛関係施設の機能発揮を万全にする観点からも大きな意義があり、防衛省としては、内閣府と連携のうえ、適切に対応していくこととしている。

4 水産物の消費拡大に向けた取組

^{アルプス}ALPS処理水¹⁴の海洋放出以降、中国などによりわが国の水産物の輸入規制強化などの措置が実施された。これを受け、政府として、全国の水産業支援に万全を期すため、「水産業を守る」政策パッケージを示した。これらを踏まえ、防衛省・自衛隊においても、わが国の水産物の消費拡大に積極的により一層取り組んでいくこととしている。

解説 わが国の水産物の消費拡大に向けた取組

防衛省・自衛隊では、わが国の水産物の消費の拡大を図るため、様々な取組を行っています。

各機関や部隊においては、国産水産物を使用したメニューやレシピなどについて、SNS、ホームページで積極的に情報発信を行っているほか、委託食堂・弁当販売店に対して、国産水産物を活用するよう呼びかけを実施しており、多くの店舗で国産水産物が提供されています。

陸自では、毎月3か7のつく日を「さかなの日」とし、該当する日に各駐屯地で「さかなの日」を発信するのぼり旗を掲げるとともに、各駐屯地の献立で積極的に国産水産物を使用するよう努めています。



海自横須賀地方総監部で実施した「オータムフェスタ2023」において、「艦めしーふーど」のロゴマークを用いて国産水産物を販売する様子（2023年10月）

海自では、国産水産物消費拡大に向けた取組を発信する新たなロゴマーク「艦めしーふーど」を用いて、SNSによる情報発信や海自公式HP内でレシピの掲載を積極的に行っています。2023年10月には、北海道漁業協同組合連合会および北海道ほたて振興漁業組合から、海を生業とする北海道漁業者は大変勇気づけられたとして、海自に感謝状が贈呈されました。

空自では、各基地や分屯基地において、国産水産物にかかる空自オリジナルポスター（国産水産物の特産品マップ）の掲示に加え、特産品マップのぬり絵を作成、配布することなどにより、隊員はもちろん、隊員家族などへも消費の拡大を図っています。

令和6（2024）年度予算では、わが国の水産物の消費拡大のための糧食費の単価引き上げを含め、駐屯地などにおける献立の魅力化のため、約13億円を計上しています。



（「艦めしーふーど」のロゴマーク）

14 東京電力福島第一原子力発電所で発生した放射性物質を含む汚染水について、トリチウム以外の放射性物質を、規制基準を満たすまで浄化した水。